

2 学校教育におけるSSWの役割－SSWの職務内容－

SSWは、神奈川県教育委員会が雇用し、教育事務所長の指揮監督のもと、派遣された市町村教育委員会及び市町村立学校の校長の指示を受け、概ね次の業務を行います。

(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ

- ・ いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動等や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- ・ 児童・生徒への相談活動
- ・ 児童・生徒への相談活動等に関する情報収集・提供

(2) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

- ・ 関係機関への訪問、電話による情報交換、打ち合わせ

(3) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援

- ・ 校内ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（解決に向けた目標設定と具体的な手立て）へのサポート
- ・ 社会福祉の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・ 校内支援チーム体制作りの助言・サポート

(4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

- ・ 児童・生徒、家族の側に立った活動（人権擁護に留意）
- ・ 教職員と保護者との間の橋渡し
- ・ 教職員・保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供・サポート

(5) 教職員等への研修活動

「スクールソーシャルワークの視点からの児童・生徒支援」について教職員の校内研修やPTAの研修会における講師などを通じて、教職員の児童・生徒支援のための支援スキルの力量向上に働きかける。

